

八街市基幹相談支援センター事業実施要綱を次のように定める。

令和 8 年 9 月 1 日

八 街 市 長 北 村 新 司

八街市告示第 2 8 7 号

八街市基幹相談支援センター事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 1 7 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。)第 7 7 条の 2 に規定する基幹相談支援センター(以下「基幹相談支援センター」という。)において行う事業(以下「事業」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語の意義は法の例による。

(事業対象者)

第 3 条 事業の対象者は、次のとおりとする。

- (1) 市内の相談支援を行う者及び障害福祉サービスを行う者
- (2) 法第 4 条に規定する障害者、障害児及び保護者のうち市内に住所を有する者並びにその家族
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が認める者

(実施主体)

第 4 条 事業の実施主体は、八街市とする。ただし、この事業の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる一般相談支援事業所又は特定相談支援事業所に委託して実施することができる。

(事業内容)

第 5 条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 法第 7 7 条第 1 項第 3 号に規定する障害者相談支援事業で、次に掲げる業務

- ア 福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等)
- イ 社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言、指導等)
- ウ 社会生活力を高めるための支援
- エ ピアカウンセリング
- オ 権利擁護のために必要な援助
- カ 専門機関の紹介

(2) 法第77条の2に規定する基幹相談支援センター業務及び基幹相談支援センター機能強化事業で、次に掲げる業務

ア 地域の相談支援体制の強化の取組

- (ア) 相談支援事業者に対する訪問等による総合的かつ専門的な指導及び助言
- (イ) 相談支援事業者の人材育成の支援(研修会の企画、運営、日常的な事例検討会の開催、サービス等利用計画の点検、評価等)
- (ウ) 地域の相談機関(相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健、医療、教育、就労等に関する各種の相談機関等)との連携強化の取組(連絡会議の開催等)
- (エ) 学校又は企業等に赴き、各種情報の収集、提供や事前相談、助言
- (オ) 相談支援事業者が実施したモニタリング結果及びセルフプランにより支給決定されている事例の検証
- (カ) 八街市地域自立支援協議会の運営
- (キ) 地域生活支援拠点等整備に関する連絡調整

イ 地域移行及び地域定着の促進の取組

- (ア) 地域移行に向けた障害者支援施設、精神科病院等への普及啓発
- (イ) 地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート

ウ 権利擁護及び虐待防止の取組

- (ア) 成年後見制度の利用等に関する支援及び普及啓発
- (イ) 虐待防止センターに関すること及び障害者等に対する虐待の防止及び差別の解消のための支援及び普及啓発

エ アからウまでに掲げるもののほか、基幹相談支援センターの運営及び

目的を達成するために必要と認められる業務

(設置の届出)

第6条 前条で委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、法第77条の2第4項の規定に基づき、基幹相談支援センター設置届出書（別記様式第1号）により市長に届け出なければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 受託者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書
- (2) 職員名簿及び職員の経歴書(氏名及び生年月日を含む)
- (3) 職員の有する資格等を証する書面の写し
- (4) 基幹相談支援センターの平面図
- (5) 収支予算書及び事業計画書
- (6) 適切、公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について記載した文書

(変更の届出)

第7条 受託者は、前条第1項の規定により届け出た事項に変更が生じたときは、速やかに、基幹相談支援センター変更届出書(別記様式第2号)により市長に届け出なければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 変更内容が確認できる書類
- (2) 職員を新たに追加した場合にあっては、当該職員の経歴書(氏名及び生年月日を含む)及び当該職員が有する資格等を証する書面の写し

(休止等の届出)

第8条 受託者は、事業を休止し、若しくは再開し、又は廃止しようとするときは、基幹相談支援センター休止（再開・廃止）届出書(別記様式第3号)により市長に届け出なければならない。

(人員配置)

第9条 基幹相談支援センターには、相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、主任相談支援専門員等で、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として必要となる人員を配置する。

(守秘義務)

第 1 0 条 事業に従事する者は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(補則)

第 1 1 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別記

様式第 1 号（第 6 条第 1 項）

八街市基幹相談支援センター設置届出書

年 月 日

八街市長 様

所 在 地

届出者 団 体 名

代表者名

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条の 2 第 4 項の規定により、基幹相談支援センターを設置するので、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

フリガナ					
基幹相談支援センターの名称					
基幹相談支援センターの所在地					
連絡先	電話番号	FAX 番号	メールアドレス		
代表者の住所	(〒 -)				
代表者の職名					
代表者の氏名	フリガナ氏 名		生年月日	年 月 日	
職員の職種、 員数		相談支援専門員		その他の者	
		専従	兼務	専従	兼務
	常勤（人）				
	非常勤（人）				
基幹相談支援センターの 配置予定年月日					
営業日及び営業時間					
担当する区域					

（添付書類）

- 1 受託者の定款、寄附行為等及び登記事項証明書
- 2 職員名簿及び職員の経歴書（氏名、生年月日を含む）
- 3 職員の有する資格等を証する書面の写し
- 4 基幹相談支援センターの平面図
- 5 収支予算書及び事業計画書
- 6 適切、公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について記載した文書

様式第 2 号（第 7 条第 1 項）

八街市基幹相談支援センター変更届出書

年 月 日

八街市長 様

所 在 地

届出者 団 体 名

代表者名

次のとおり基幹相談支援センターに係る変更をしましたので届け出ます。

名称		
変 更 の 理 由		
変 更 の 内 容	変更前	変更後
備考		

（添付書類）

職員が新たに追加となった場合は、職員名簿及び職員の経歴書（職員の氏名、生年月日を含む）並びに有する資格者証等の写しを添付してください。

様式第 3 号（第 8 条）

基幹相談支援センター休止（再開・廃止）届出書

年 月 日

八街市長 様

所 在 地

届出者 団 体 名

代表者名

次のとおり基幹相談支援センターの休止（再開・廃止）をしましたので届け出ます。

休止 再開 廃止する 基幹相談支援センター	名 称
	所在地
休止 再開 廃止年月日	年 月 日
休止 再開 廃止理由	
現に支援を受けていた者に対する措置 (休止 廃止した場合のみ)	
休止予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日